証券コード　９２２５
2024年12月９日
（電子提供措置の開始日 2024年12月３日）

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門４丁目１番４０号
ブリッジコンサルティンググループ株式会社
代表取締役CEO　宮　崎　良　一

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://bridge-group.co.jp/ir/stock/meeting/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ブリッジコンサルティンググループ」又は「コード」に当社証券コード「9225」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否を入力されるか、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2024年12月24日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご送付いただきますようお願い申しあげます。

記

1．日　　時　2024年12月25日（水曜日）午前10時

2．場　　所　東京都港区西新橋一丁目6番15号
NS虎ノ門ビル　11階　Bルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第13期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第13期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第２号議案　会計監査人選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
・ 連結計算書類の「連結注記表」
・ 計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年12月25日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



インターネットで議決権を
行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年12月24日（火曜日）
午後６時30分入力完了分まで



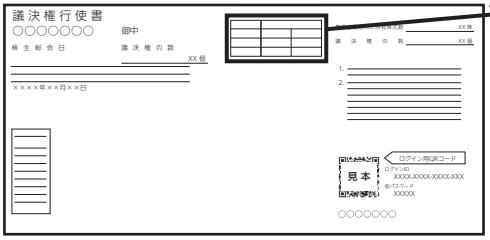
書面（郵送）で議決権を
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年12月24日（火曜日）
午後６時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第２号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

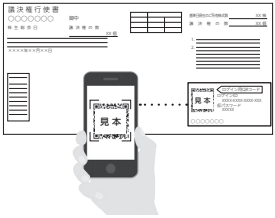
・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

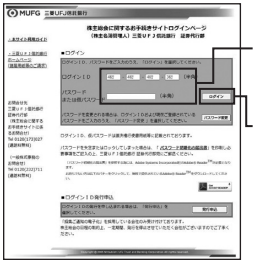


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事　業　報　告

（2023年10月 1日から
2024年 9月30日まで）

1．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大も次第に落ち着きを見せ、社会経済活動の正常化が進んでおります。一方で、国際情勢による地政学的リスクに伴うエネルギー価格上昇や、世界的な金融引き締めに伴う影響、生活必需品の値上げなど経済活動の動向は極めて不透明な状況が継続しております。

また、高度化・複雑化が増すビジネス環境下において、企業の経営課題は年々増える一方、企業を支える労働力の面では、少子高齢化という社会問題も相まって働き手が不足している状況です。生産年齢人口は減少する一方で、働き方の多様化が進みプロフェッショナル業務のアウトソーシングが拡大しております。

このような状況の中、当社グループは「幸せの懸け橋に～人と企業を成長へ導く存在であり続ける～」というグループ・ビジョンのもと、経営管理ナレッジシェアを軸とした「経営管理コンサルティングサービス」、「プロフェッショナル人材の紹介」等、公認会計士人材の経験・知見をデータベース化・最適配分を通じて、経営管理の課題解決を支援するプロシェアリング事業及び付帯関連事業を拡大しております。

当社が運営する公認会計士等(※１)のためのワーキングプラットフォーム「会計士.job」では登録者数が2024年９月時点で4,900名を超え、急速に変化する事業環境への対応を背景に成長を志向する企業へのご支援を拡大しております。2024年６月にリニューアルを行っており、拡張性の高い「会計士.job」の実現に向けて、UI/UXの改善により利便性を向上することで登録者数及びパートナー会計士（※２）稼働者数の増加を実現してまいります。その結果、経営管理の課題解決を希望する企業からのより細かいニーズに的確に対応したサービスが可能となり、ご依頼からサービス提供までのセットアップ期間が短く、リソースを効率よく活用できることでアサイン業務の効率化と高度化を進めてまいります。

各企業ともに慢性的な人材不足の状況であり、上場準備会社からは管理体制整備のノウハウやリソース不足に陥りやすく、IPO支援、リスクマネ

ジメントサービスを中心に当社の提供する各サービスへの問合せが増加し、支援社数も増加しております。

各サービスへの問合せ対応や将来的な事業拡大のため採用の強化を進めております。ターゲット市場拡大として、上場企業向けのアカウンティングサービス（決算開示等）やリスクマネジメントサービス（J-SOX・内部監査等）などの提供が増加しております。また、日本国内におけるスタートアップ企業の成長とIPOならびにM&A業界のさらなる発展を目的に当社が運営しているBridge IPO/M&A Communityにて、IPO/M&A業界の関係者との連携を強化するため「IPO/M&A業界発展のための情報交換会2023」を開催しました。2024年９月には登録社数1,200社を超えており、今後もHPやメールマガジンでの業界に関する情報発信、対面での交流イベントやオンラインによるピッチイベントの開催など、成長を志向する企業の支援を拡大してまいります。さらに、2024年４月に人事・採用領域に特化したコンサルティング・スキルシェアリング事業を展開する株式会社BridgeResourceStrategyを設立しました。企業組織の成長を外部からご支援するプロ集団として高品質なサービスを提供してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,017,730千円、営業利益231,210千円、経常利益231,350千円、親会社株主に帰属する当期純利益169,877千円となりました。

なお、当社はプロシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

※１　公認会計士等：公認会計士（試験合格者含む）や米国公認会計士(試験合格者含む)他

※２　パートナー会計士：当社の業務委託先である公認会計士等

② 設備投資の状況

当連結会計年度において総額1,744千円の設備投資を実施しました。設備投資の主なものは、パソコン等の購入であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において金融機関から長期借入金90,000千円の資金調達を行っております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (2021年９月期)	第 11 期 (2022年９月期)	第 12 期 (2023年９月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2024年９月期)
売　上　高(千円)	－	－	－	2,017,730
経　常　利　益(千円)	－	－	－	231,350
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	－	－	169,877
１株当たり当期純利益 (円)	－	－	－	83.75
総　資　産(千円)	－	－	－	1,476,102
純　資　産(千円)	－	－	－	1,061,121
１株当たり純資産 (円)	－	－	－	518.36

（注）１．第13期より連結計算書類を作成しているため、第12期以前の財産及び損益の状況については記載しておりません。

２．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

３．1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (2021年９月期)	第 11 期 (2022年９月期)	第 12 期 (2023年９月期)	第 13 期 (当事業年度) (2024年９月期)
売　　上　　高(千円)	970,270	1,270,624	1,654,667	2,009,268
経　常　利　益(千円)	101,902	95,708	151,550	230,014
当 期 純 利 益(千円)	66,426	64,627	102,879	168,994
１株当たり当期純利益 (円)	41.09	37.62	53.43	83.32
総　　資　　産(千円)	702,304	869,819	1,246,265	1,468,837
純　　資　　産(千円)	387,262	621,889	886,804	1,058,017
１株当たり純資産 (円)	121.77	356.02	440.19	517.93

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2．1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
3．2022年３月７日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な 事業内容
株　式　会　社 BridgeResourceStrategy	10,000千円	80.0%	人事採用支援

(4) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社グループは以下の課題に取り組んでまいります。

① 社内人材の採用・確保及び育成について

当社は、今後も増加を見込むクライアントからの需要に応え、稼働するパートナー会計士をマネジメントする社内コンサルタントが必要であることやサービス提供商品の拡大を進めるために、優秀な人材の採用・確保及び育成が重要であると考えております。しかしながら、コンサルティング業界における人材の争奪により、優秀な人材の採用・確保及び育成が計画通りに進まない場合や、優秀な人材の社外流出が生じた場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約、クライアントに提供するサービスレベルの低下をもたらし、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

今後も採用市場の変化を捉えながら採用手法の多様化を進めることで候補者との接点拡大を図ると同時に、社内人材に対する研修等によるナレッジの共有を行うことで育成機会の多様化・均等化を図ってまいります。

② 会計士.job会員数の増加について

当社は、今後の事業展開のため、「会計士.job」の会員数増加により、一層のパートナー会計士の確保が重要であると考えております。しかしながら、会員数の増加が計画通りに進まず受注案件に対して適切なパートナー会計士をアサインできない場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約、クライアントに提供するサービスレベルの低下をもたらし、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

各企業へ提供するサービスや支援内容を整備・拡充することによりパートナー会計士の活躍の場を広げるとともに「会計士.job」の認知度向上や価値向上を進めることで受注案件の増加に連れて会員数が伸びる体制の実現をしております。

③ 情報セキュリティリスクについて

当社のプロシェアリングの提供にあたり、クライアントの機密情報や個人情報を有することがあります。不測の事態により、これらの情報が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信用に重大な影響を与え、対応費用を含め当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社の役員及び従業員に対して、研修を行うことで守秘義務の遵守、機密情報や個人情報の情報管理の徹底を行っております。また、個人情報の適切

な取扱いを整備する一環としてプライバシーマークの認証を取得し運用を行っております。パートナー会計士に対してはアクセス権の範囲を限定するとともに、業務委託契約書において秘密情報や個人情報の取扱いに関する条項を盛り込み、さらに案件開始時の業務ガイダンスの説明の際に再度説明を行っております。

④　法規制について

当社は、事業を行う上で労働基準法（その他労務管理に関わる法令等を含む）、下請法、個人情報保護法、公認会計士法など様々な法的規制を受けております。また、人材紹介サービスにおいて「職業安定法」の法的規制を受けております。当社では、人材紹介サービスを提供するに当たって、「職業安定法」第32条の４の定めに基づき厚生労働大臣より「有料職業紹介事業」の許可を受けております。現時点において、これらに抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後運用の不備等により法令義務違反が発生した場合、もしくは新たな法令の制定や既存法令における規制強化等がなされ、当社の事業が制約を受ける場合 、当社の主要な事業活動全体に支障をきたす可能性があり、当社の事業運営及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

各種法令遵守のため、社外の弁護士や社会保険労務士、税理士などの専門家とのコミュニケーションを定期的に行うことで法的規制の変更点等のアップデートを行い、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等を通じて社内で共有しております。

(5) 主要な事業内容（2024年9月30日現在）

当社グループは１．企業集団の現況　(1) 当連結会計年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果に記載の通り、「プロシェアリング事業」の単一セグメントであります。

(6) 主要な営業所及び工場（2024年9月30日現在）

① 当社

東京本社	東京都港区
大阪事務所	大阪府大阪市
名古屋事務所	愛知県名古屋市
広島事務所	広島県広島市
福岡事務所	福岡県福岡市

② 子会社

株式会社BridgeResourceStrategy	東京都港区

(7) 使用人の状況（2024年9月30日現在）

①企業集団の使用人の状況　　63名

（注）1．上記は就業人員数であり、臨時従業員および休職者は含んでおりません。

2．当社グループはプロシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

3．当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名	1名増	37.8歳	2.2年

（注）1．上記は就業人員数であり、臨時従業員および休職者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年9月30日現在）

借入先	借入額
楽天銀行株式会社	82,800千円
株式会社日本政策金融公庫	7,380

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2．株式の状況（2024年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　6,800,000株

(2) 発行済株式の総数　2,065,000株（自己株式22,200株を含む）

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は28,200株増加しております。

(3) 株主数　846名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
宮崎　良一	524,000株	25.7%
GOOD ONE PARTNERES合同会社	399,600	19.6
WMグロース４号投資事業有限責任組合	192,700	9.4
株式会社プロネクサス	172,500	8.4
パーソルテンプスタッフ株式会社	69,600	3.4
株式会社エスネットワークス	50,000	2.4
株式会社ＳＢＩ証券	43,600	2.1
本荘　良一	40,000	2.0
田中　智行	34,200	1.7
伊東　心	27,300	1.3

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第１回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日			2018年１月５日	2019年12月19日
新株予約権の数（個）			3	40
新株予約権の目的となる株式の種類と数（株）			普通株式　900	普通株式　12,000
新株予約権の払込金額（円）			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）			67	250
権利行使期間			2020年１月６日から2027年12月５日まで	2021年12月20日から2029年11月19日まで
行使の条件			（注）２	（注）２
役員の保有状況（名）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	1	2
		社外取締役	－	－
	取締役（監査等委員）		－	－

			第５回新株予約権
発行決議日			2020年９月29日
新株予約権の数（個）			223
新株予約権の目的となる株式の種類と数（株）			普通株式　66,900
新株予約権の払込金額（円）			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）			250
権利行使期間			2022年９月30日から2030年８月29日まで
行使の条件			（注）２
役員の保有状況（名）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	3
		社外取締役	－
	取締役（監査等委員）		3

（注）１．2022年３月７日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っております。これにより「行使価額」及び「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

（注）２．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとしております。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではございません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2024年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	宮崎良一	
取締役	田中智行	マネジメント事業本部本部長兼リスクマネジメント事業部部長
取締役	伊東心	コーポレート戦略本部本部長兼ITメディア統括部部長
取締役	徳永康雄	WMパートナーズ株式会社代表取締役社長
取締役(監査等委員)	大友潤	
取締役(監査等委員)	山田琴江	
取締役(監査等委員)	土谷祐三郎	

（注）１．取締役徳永康雄、取締役(監査等委員)大友潤、山田琴江及び土谷祐三郎は、社外取締役であります。
２．2023年12月21日開催の第12回定時株主総会において、田中智行は新たに取締役に選任され就任いたしました。
３．取締役(監査等委員)山田琴江は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．常勤の取締役(監査等委員)を置いておりませんが、相当程度の時間を職務に割いており、監査等委員である取締役としての職務を遂行しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役徳永康雄、大友潤、山田琴江及び土谷祐三郎との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年12月15日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

1) 基本方針

当社取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上に資することを目的とし、各人の職責、在任年数、業績貢献及び当社の業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。なお、社外取締役の報酬は、職務の独立性を勘案して、金銭による固定報酬のみとする。

2) 個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の基本報酬は、基本方針を踏まえた金銭による月例の固定報酬とし、他社水準、従業員の給与水準等を総合的に勘案して決定する。また賞与について、当社の単年度の業績等に応じて一定時期に支給することがあるものとする。

3) 固定報酬及び業績連動報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現在、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、月例の固定報酬及び賞与ではあるが、今後の当社の事業拡大及び成長フェーズを鑑み、業績連動報酬及び非金銭報酬の導入を検討する。

4) 個人別の報酬等の内容に関する決定

個人別の報酬額については、取締役会決議による。当該報酬額案の妥当性については、社外取締役の助言を得たうえで、当該報酬案を取締役会に上程するものとする。

なお、「② 当事業年度に係る報酬等の総額等」記載の報酬決定に関する決定は以下となります。

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2023年12月21日であります。決議の内容は、年間報酬総額の上限を、取締役（監査等委員であるものを除く。）は年1億円以内（決議時点で取締役(監査等委員であるものを除く。)4名）とするものであります。監査等委員である取締役の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年12月21日であります。決議の内容は、年間報酬総額の上限を、監査等委員である取締役は年2,000万円以内（決議時点で監査等委員である取締役3名）とするものであります。株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役（監査等委員であるものを除

く。）の個別報酬については2023年12月21日の取締役会にて、監査等委員である取締役については2023年12月21日の監査等委員会にて、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して決定しているものであり、当事業年度にかかる個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断し決定しております。

賞与につきましては、単年度の業績等に応じて上記取締役（監査等委員であるものを除く。）の年間報酬総額以内で、2024年10月17日の取締役会にて決議しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	賞　　与	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	50,441千円 (1,200)	40,640千円 (1,200)	9,801千円 (－)	－千円 (－)	4名 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	10,400 (10,400)	10,400 (10,400)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合　　計 (うち社外役員)	60,841 (11,600)	51,040 (11,600)	9,801 (－)	－ (－)	7 (4)

（注）取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員ではない社外取締役徳永康雄氏は、WMパートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。WMパートナーズ株式会社に対して当社は経営管理コンサルティングサービスを提供しております。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　徳永康雄	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会において、他社で長年経営に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)　大友　潤	当事業年度に開催された取締役会21回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会及び監査等委員会において、他社で長年経営に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)　山田琴江	当事業年度に開催された取締役会21回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、当社の経営管理システム及び内部監査について適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)　土谷祐三郎	当事業年度に開催された取締役会21回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会及び監査等委員会において、他社で長年経営に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき経営全般の観点から適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区　分	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
当　　社	23,520千円	ー千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は2021年12月15日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ 当社は、複数の社外取締役の選任を通じて、経営に対する取締役会の監督機能を強化し、経営判断の透明性、公正性を確保する。取締役会は、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則して重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。

ｂ 当社は、健全な事業活動を推進するための組織としてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、審議・報告した内容のうち重要と判断したものは取締役会に報告する。

ｃ 当社の内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を規定に定め、高い専門性及び倫理観を有する監査担当者による監査を実施する。

ｄ 当社は、法令違反、社内規程違反等、企業倫理に関する相談窓口を社内及び社外に設置し、法令遵守の徹底及び倫理観の醸成・向上を図る。

ｅ リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催し、当社における企業倫理に対する取り組みを推進する。

ｆ 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、いかなる利益供与も行わない。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ 当社の危機管理等、リスクマネジメントに関する基本的事項を決定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて事業活動を取り巻く様々なリスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じる。

ｂ 当社は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会より報告される重要リスクへの対策、危機管理等について、その運用が有効に行われているかを取締役会にて監督する。

ｃ 当社は、危機が発生した場合に危機対策本部等を設置する等、迅速かつ適切な対応を行い、被害最小化を図るとともに、当社は社外への適時適切な発信を実施する。

③　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ　取締役会規程に基づき、また重要案件が生じた場合は必要に応じて取締役会を開催し、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。

ｂ　組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌を定めた組織規程、業務分掌規程並びに決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた決裁権限規程に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、経営環境の変化に対応した職務の効率的な執行を図る。

④　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ａ　取締役会規程、情報システム管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理する。

ｂ　適正な情報利用及び管理を目的とした情報セキュリティ体制を構築する。

⑤　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ａ　当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人選、異動、処遇の変更においては監査等委員会の同意を得ることとする。

ｂ　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

⑥　監査等委員会への報告に関する体制

ａ　当社の取締役・使用人等は、法定事項のほか当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項や内部監査の活動概要を監査等委員会に適時報告する。

ｂ　内部通報制度による通報状況及びその内容を遅滞なく監査等委員会に報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう対応する。

ｃ　当社の取締役・使用人等は、監査等委員会から業務執行に関する事項及びその他重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応する。

⑦　監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役・使用人等が、監査等委員に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないこととし、適正に対応する。

⑧　監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ａ　監査等委員会の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。

ｂ　監査等委員による緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

⑨　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ　監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。

ｂ　監査等委員会と社長との意見交換を適宜実施し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努める。

ｃ　当社の監査担当者・会計監査人は、監査等委員会と十分な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、企業が永続的に存立していくには、コンプライアンスの徹底が必要かつ不可欠であると認識しており、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つとし、その取り組みの実効性の維持向上に努めることを、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」で制定しております。「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し協議のうえ、各部門に対しコンプライアンス上必要な措置を指示しております。また、事業運営につき疑問・問題点が生じた場合や新規事業を始める際には、顧問弁護士事務所と連携し、法令上の問題点の早期把握と解決に努めております。さらに、事業に関連する法令等の改廃動向については、常に情報収集を行っております。

② リスクマネジメントに関する取組みの状況

当社は、経営上起こり得る種々のリスクに対処するため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、全社的なリスク管理を行っております。「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を四半期に１回開催し、リスクのモニタリング及びモニタリング結果に基づく対応策等につき協議・検討し、リスクのモニタリング、評価、分析結果は協議・決定事項、進捗状況については必要に応じて取締役会に報告しております。

③ 職務執行の適正性及び効率的に行われていることに関する取組みの状況

当社の取締役会は、７名（４名の監査等委員でない取締役(うち社外取締役１名)及び３名の監査等委員である取締役(うち社外取締役３名)）で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。定例取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会

は取締役の職務執行を監督しております。

また、代表取締役、常勤取締役及び執行役員で構成する経営会議を、原則として月１回開催しております。職務権限上の決裁を行うことに加え、各部門の業績報告等、業務執行に関する情報を共有するとともに、会社としての課題及び解決について認識を共有することで業務執行の迅速化を図っております。

④　監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組みの状況

当社の監査等委員会は原則として取締役会の開催に合わせて毎月１回監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を適宜開催して監査内容の共有を図るとともに、内部監査担当者及び会計監査人と定期的な会合等を通じて緊密な連携を図ることにより、監査に必要な情報を収集しております。また、監査等委員は取締役会への出席及び経営会議等への陪席を通じて、取締役の職務執行を監督するとともに、適宜必要な意見を述べております。さらには、監査等委員会は代表取締役との定期的な意見交換の機会を持ち、監査を通じて気付いた問題点について報告すると同時に、代表取締役からは、定例的に経営方針、最近の経営上の課題、問題点及び所信等をヒアリングすることにより、当社の適正な成長に資するべく、意見交換を行っております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収への対応方針」につきましては、特に定めておりません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。利益配分につきましては、今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案した上で業績の動向を踏まえた配当を検討していく方針であります。当事業年度の配当につきましては、事業拡大のための成長投資に充当することを優先し無配としております。今後の配当実施の可能性、実施時期については現時点で未定であります。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,402,489**	**流動負債**	**359,480**
現金及び預金	1,204,485	買掛金	75,118
売掛金	173,641	1年内返済予定の長期借入金	34,680
前渡金	8,987	未払金	32,790
前払費用	14,186	未払費用	47,253
その他	1,727	未払法人税等	44,800
貸倒引当金	△539	契約負債	7,986
		預り金	29,071
		賞与引当金	45,990
		役員賞与引当金	10,401
		その他	31,387
固定資産	**73,613**	**固定負債**	**55,500**
有形固定資産	**5,763**	長期借入金	55,500
建物	5,032	**負債合計**	**414,980**
工具、器具及び備品	730	(純資産の部)	
投資その他の資産	**67,850**	**株主資本**	**1,058,900**
投資有価証券	18,716	**資本金**	**182,583**
繰延税金資産	31,203	**資本剰余金**	**347,072**
敷金	17,930	**利益剰余金**	**529,467**
		自己株式	**△222**
		非支配株主持分	**2,220**
		純資産合計	**1,061,121**
資産合計	**1,476,102**	**負債純資産合計**	**1,476,102**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年10月1日から
2024年9月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,017,730**
売上原価		**928,660**
売上総利益		**1,089,070**
販売費及び一般管理費		**857,859**
営業利益		**231,210**
営業外収益		
受取利息	92	
受取手数料	819	
その他	46	958
営業外費用		
支払利息	818	818
経常利益		**231,350**
税金等調整前当期純利益		**231,350**
法人税、住民税及び事業税	61,932	
法人税等調整額	△681	61,251
当期純利益		**170,098**
非支配株主に帰属する当期純利益		220
親会社株主に帰属する当期純利益		**169,877**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2023年10月1日から
2024年9月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	181,473	345,963	359,589	△222	886,804
当連結会計年度変動額					
新株の発行	1,109	1,109			2,218
親会社株主に帰属する当期純利益			169,877		169,877
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	1,109	1,109	169,877	－	172,096
当連結会計年度末残高	182,583	347,072	529,467	△222	1,058,900

	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	－	886,804
当連結会計年度変動額		
新株の発行		2,218
親会社株主に帰属する当期純利益		169,877
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	2,220	2,220
当連結会計年度変動額合計	2,220	174,317
当連結会計年度末残高	2,220	1,061,121

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,387,760**	**流動負債**	**355,319**
現金及び預金	1,193,204	買掛金	74,718
売掛金	170,785	１年内返済予定の長期借入金	34,680
前渡金	8,987	未払金	30,564
前払費用	13,661	未払費用	48,263
その他	1,660	未払法人税等	44,282
貸倒引当金	△539	契約負債	7,986
		預り金	28,717
		賞与引当金	45,990
		役員賞与引当金	9,801
		その他	30,315
固定資産	**81,076**	**固定負債**	**55,500**
有形固定資産	**5,514**	長期借入金	55,500
建物	5,032	**負債合計**	**410,819**
工具、器具及び備品	481	(純資産の部)	
投資その他の資産	**75,562**	**株主資本**	**1,058,017**
関係会社株式	8,000	**資本金**	**182,583**
投資有価証券	18,716	**資本剰余金**	**347,072**
繰延税金資産	30,915	資本準備金	347,072
敷金	17,930	**利益剰余金**	**528,583**
		その他利益剰余金	528,583
		繰越利益剰余金	528,583
		自己株式	**△222**
		純資産合計	**1,058,017**
資産合計	**1,468,837**	**負債純資産合計**	**1,468,837**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,009,268**
売上原価		**927,648**
売上総利益		**1,081,620**
販売費及び一般管理費		**851,744**
営業利益		**229,875**
営業外収益		
受取利息	91	
受取手数料	819	
その他	46	957
営業外費用		
支払利息	818	818
経常利益		**230,014**
税引前当期純利益		**230,014**
法人税、住民税及び事業税	61,414	
法人税等調整額	△393	61,020
当期純利益		**168,994**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	181,473	345,963	345,963	359,589	359,589	△222	886,804	886,804
当期変動額								
新株の発行	1,109	1,109	1,109				2,218	2,218
当期純利益				168,994	168,994		168,994	168,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	1,109	1,109	1,109	168,994	168,994	－	171,212	171,212
当期末残高	182,583	347,072	347,072	528,583	528,583	△222	1,058,017	1,058,017

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月20日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　村　　源

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　本　　剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ブリッジコンサルティンググループ株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブリッジコンサルティンググループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月20日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　村　　源

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　本　　剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ブリッジコンサルティンググループ株式会社の2023年１０月１日から2024年９月３０日までの第１３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年10月１日から2024年９月30日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制担当者等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月21日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社　監査等委員会

監査等委員　山　田　琴　江　㊞

監査等委員　大　友　　潤　㊞

監査等委員　土　谷　祐　三　郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>【再任】
宮崎 良一
(1983年1月23日生)</td><td>2006年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2011年10月 当社代表取締役就任（現任）
2016年1月 株式会社Casa監査役就任（現任）</td><td>524,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
宮崎良一氏は業界に対する豊富な経験と見識に基づき、当社代表取締役として強いリーダーシップを発揮して経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>【再任】
田中 智行
(1980年1月26日)</td><td>2004年12月 中央青山監査法人（のち、みすず監査法人）入所
2008年1月 株式会社オーナーズブレイン入社
2009年7月 有限責任監査法人トーマツ入所
2015年9月 当社入社
2017年4月 当社執行役員リスクマネジメント事業部部長就任
2022年6月 ブティックス株式会社取締役（監査等委員）就任（現任）
2023年12月 当社取締役マネジメント事業本部本部長兼リスクマネジメント事業部部長就任（現任）</td><td>34,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
田中智行氏は2015年入社以降、リスクマネジメント事業部で当社の営業戦略において重要な経営判断及び意思決定を適切に行ってまいりました。現在はマネジメント事業本部本部長兼リスクマネジメント事業部部長として当社の経営に携わり、当社の営業活動の更なる推進・強化への寄与が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	【再任】 伊東 心（いとう しん） (1985年８月17日生)	2006年12月　新日本監査法人（現ＥＹ新日本有限責任監査法人）入所 2014年９月　シリコンスタジオ株式会社入社 2017年１月　当社入社 2018年12月　当社執行役員IPO支援事業部部長就任 2022年12月　当社取締役コーポレート戦略部部長兼ITメディア統括部部長就任 2023年12月　当社取締役コーポレート戦略本部本部長兼ITメディア統括部部長就任（現任）	27,300株
	【取締役候補者とした理由】 伊東心氏は2017年入社以降、IPO支援事業部やコーポレート戦略本部などで当社の事業戦略において重要な経営判断及び意思決定を適切に行ってまいりました。現在は取締役コーポレート戦略本部本部長兼ITメディア統括部部長として当社の経営に携わり、当社の事業戦略、コーポレート・ガバナンス、IT戦略の更なる推進・強化への寄与が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	【再任】 徳永 康雄（とくなが やすお） (1980年６月24日生)	2003年４月　日本アジア投資株式会社入社 2013年12月　WMパートナーズ株式会社取締役社長就任 2018年７月　WMパートナーズ株式会社代表取締役社長就任（現任） 2021年12月　当社取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） WMパートナーズ株式会社　代表取締役社長	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 徳永康雄氏は他社での企業経営者として培った経験と高い見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

(注) 1．徳永康雄氏はWMパートナーズ株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社に経営管理コンサルティングサービスを提供しております。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2．徳永康雄氏は、社外取締役候補者であります。

3．徳永康雄氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4．当社は、徳永康雄氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害などの場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人としてあかり監査法人を選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会があかり監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査体制及び監査費用等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適切に行われることを確保する体制を整えており、会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	あかり監査法人
事業所 所在地	東京都港区芝大門二丁目12番10号 T&G浜松町ビル 2F
沿革	2017年10月設立
概要	構成人員（2024年11月１日現在） 社員 　パートナー（公認会計士）　８名 職員 　公認会計士　26名 　米国公認会計士等　３名 　システム監査担当者　２名 　その他専門職　１名 　事務担当職員　２名 合計　42名

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区西新橋一丁目６番15号
ＮＳ虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）
ＡＰ虎ノ門　11階　Ｂルーム



(ご注意) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申しあげます。

交通　●都営三田線 内幸町駅 Ａ４ａ出口 徒歩３分
●東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 ９番出口 徒歩３分
●東京メトロ千代田線 霞ヶ関駅 Ｃ３出口 徒歩４分